

江戸ノ城郭ヲ見ガ如ク、本城ヲ中央ニシ、武家町、商家町ヲ外圍ニシテ、家居セシメタル地割ナリ。
 ○中略
 市中士民居住ノ町々ヲ熟視スルニ、福岡、廣島、岡山等ヨリハ甚ダ廣ク、商人モ多ク、豪家モ有
 ル由ナレドモ、草葺ノ貧家雜リテ見苦キ町多ク、人ノ通行スルモ、右ノ三城ニハ劣レル様ニ見ニ、
 城外モ四方六七里ノ間ハ、原野能ク開ケ、田畠甚ダ多ク、海モ亦遠カラズ、古來肥後ヲ天府ノ國ト
 稱スルモ強言ニ非ズ、殊ニ此ニ熊本府ハ、九州二島ノ正中ニ在テ、分内モ亦狹カラズ、若シ今夫レ
 天下ノ形勢ヲ審ニ察シテ、西海ヲ鎮定スベキ節度府ヲ置ントスルトキハ、熊本ニ若クモノ有ル
 コト無シ、壯ナル哉形勝ノ藩ナリ、

〔西遊雜記五〕人吉は佐敷より山道八里と、道中記其外の板本にも記しあれども、三十六丁道につ
 もりては、凡十五里有べし、道はさしてあしからず、佐敷より一の瀬へ三里半、甚だ遠し、五里も有
 べし、津け村と云所より相良侯の知行にて、番所ありて、往來切手を改、旅人壹人にも、村役人よ
 り壹人ツ、番人を付て村送りにする事也、尤番當者、其地々々の村役にして、留守事にて、宿代は
 勿論、米代も取らず、御領主より諸用は下さる、事と云、是は有がたき事ながら、旅人の御領内く
 わしく見る事のならぬ様にせしもの也。
 ○中略

八代は、熊本侯の一太夫知行三万石、長岡何がしの居城地にて、大概よき城にて、薩摩口の堅めなるべ
 し、八代川、よほどの大河にて、求磨の人吉まで十六里餘、川舟の往來有り、

〔吾妻鏡三〕壽永三年○元年四月六日甲戌、池前大納言並室家之領等者、載平氏沒官領注文自公家
 被下云云、而爲酬故池禪尼恩徳、申宥彼亞相勅勘給之上、以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領
 之旨、昨日有其沙汰令辭之給。
 ○中略

池大納言沙汰○中球瓈臼間野庄肥後

右庄園拾七箇所、載沒官注文自於院所給預也、然而如元爲彼家沙汰爲有知行、勤狀如件、